

損害賠償における自賠責保険金、労災給付、年金給付等と遅延損害金への充当問題

弁護士 長野 浩三

1 はじめに

交通事故などの損害賠償請求事件においては、自賠責保険金、労災給付、年金給付等が支給される事案がある。交通事故などの不法行為に基づく損害賠償請求債務は、発生と同時に遅滞に陥るとされているので（最判昭和37年9月4日民集16巻9号1834頁）、事故日からの遅延損害金に上記自賠責保険金等が充当されるのか、が問題となる。この問題がクローズアップされてきた背景には、遅延損害金の利率が年5%という高率であり、遅延損害金に充当することを認めるときには、賠償額が大きく異なるという低金利時代の時代的要因がある。

2 自賠責保険金について

自賠責保険金については、最判平成11年10月26日交通事故民事裁判例集32巻5号1331頁は、次のとおり判示して、事故日から自賠責保険金支払時までの遅延損害金の請求を認めた。「不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものであって（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁）、後に自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支払によって元本債務に相当する損害がてん補されたとしても、右てん補に係る損害金の支払債務に対する損害発生日である事故の日から右支払日までの遅延損害金は既に発生しているのであるから、右遅延損害金の請求が制限される理由はない。」そして、最判平成16年12月20日TKC判例データベース文献番号60041391は、自賠責保険金が支払時における損害金元本及び遅延損害金に満たないときは、遅延損害金債務にまず充当すべきものとした。

3 遺族厚生年金について

被害者が死亡し、遺族厚生年金が支給された事案につき、最判平成16年12月20日判例タイムズ1173号154頁は、次のとおり判示して、自賠責保険金、労

働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金によりてん補される損害についても、事故時から遅延損害金が発生しているとして、同保険金等がその支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、まず遅延損害金の支払債務に充当されるべきであるとした。

「被上人らの損害賠償債務は、本件事故の日に発生し、かつ、何らの催告を要することなく、遅滞に陥ったものである（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照）。本件自賠責保険金等によっててん補される損害についても、本件事故時から本件自賠責保険金等の支払日までの間の遅延損害金が発生していたのであるから、本件自賠責保険金等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである（民法491条1項参照）。

不法行為によって被害者が死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を当該相続人が加害者に対して賠償を求め得る損害の額から控除することによって、損益相殺的な調整を図ることが必要である（最高裁昭和63年（オ）第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁参照）。また、国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の受給権者が不法行為により死亡した場合に、その相続人のうちに被害者の死亡を原因として遺族厚生年金の受給権を取得した者がいるときは、その者が加害者に対して賠償を求め得る被害者の逸失利益（被害者が得べかりし障害基礎年金等）に係る損害の額から、支給を受けることが確定した遺族厚生年金を控除すべきものである（最高裁平成9年（オ）第434号、第435号同11年10月22日第二小法廷判決・民集53巻7号1211頁参照）。そして、この理は、不法行為により死亡した者が障害基礎年金等の受給権者でなかった場合においても、相続人が被害者の死亡を原因として被害者の逸失利益に係る損害賠償請求権と遺族厚生年金の受給権との双方を取得したときには、同様に妥当するというべきである。そうすると、不法行為により死亡した被害者の相続人が、その死亡を原因として遺族厚生年金の受給権を取得したと

きは、被害者が支給を受けるべき障害基礎年金等に係る逸失利益だけでなく、給与収入等を含めた逸失利益全般との関係で、支給を受けることが確定した遺族厚生年金を控除すべきものと解するのが相当である。』

4 障害基礎年金・厚生年金について

交通事故において被害者に後遺障害が残存し、被害者に対し、労災給付、障害基礎年金・厚生年金が支給された事案において、最判平成22年9月13日判例タイムズ1337号92頁、判例時報2099号20頁は、次のとおり判示して、労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付を受けたときは、同給付については、てん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきであり、かつ、これらに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でないとした。

「(1) 被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある(最高裁昭和63年(オ)第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47卷4号3039頁)。そして、被害者が、不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付を受けたときは、これらの社会保険給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものであるから、同給付については、てん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

これを本件各保険給付についてみると、労働者が通勤(労災保険法7条1項2号の通勤をいう。)により負傷し、疾病にかかった場合において、療養給付は、治療費等の療養に要する費用をてん補するために、休業給付は、負傷又は疾病により労働することができないために受けることができない賃金をてん補するために、それぞれ支給されるものである。このような本件各保険給付の趣旨目的に照らせば、本

件各保険給付については、これによるてん補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する関係にある治療費等の療養に要する費用又は休業損害の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり、これらに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。

また、本件各年金給付は、労働者ないし被保険者が、負傷し、又は疾病にかかり、なおったときに障害が残った場合に、労働能力を喪失し、又はこれが制限されることによる逸失利益をてん補するために支給されるものである。このような本件各年金給付の趣旨目的に照らせば、本件各年金給付については、これによるてん補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する関係にある後遺障害による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり、これに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。

(2) そして、不法行為による損害賠償債務は、不法行為の時に発生し、かつ、何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されるが(最高裁昭和34年(オ)第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16卷9号1834頁参照)、被害者が不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合においては、不法行為の時から相当な時間が経過した後に現実化する損害につき、不確定、不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に、不法行為の時におけるその額を算定せざるを得ない。その額の算定に当たっては、一般に、不法行為の時から損害が現実化する時までの間の中間利息が必ずしも厳密に控除されるわけではないこと、上記の場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために、てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、これらが支給され、又は支給されることが確定することにより、そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが、公平の見地からみて相当というべきである。』

5 若干の考察

上記のとおり、最判は、自賠責保険金、被害者死亡時の遺族年金については遅延損害金への充当を認め、労災給付、障害年金の場合には遅延損害金への充当を認めない。これらにつき、自賠責保険金・遺族年金に比べて、労災給付、障害年金などは損害への充当の費目拘束が強いことや、死亡事案と後遺障害残存事案では実際に損害が発生する時期が異なることなどから別異の取り扱いを認めることが考えられる。

しかし、実際には、これらはどれも被害者の損害を填補するという最も重要な点においては機能的に同一であり、別異の取り扱いをすることが合理的かどうかは疑問な点もある。上記平成22年最判の判示内容などからすると、労災給付や障害年金などは都度必要な場合に支給されていることからこれらに対する遅延損害金を認める必要はないから事故発生時の元本への充当を認めているように思える。実務的には、死亡事案や自賠責保険金では遅延損害金への充当計算もせいぜい数回ですむところ、労災給付や障害年金給付の遅延損害金への充当を認めると、給付が多数回に及び充当計算が極めて煩瑣になることが大きく影響しているように思える（これらが煩瑣であるとして遅延損害金への充当を相当とは思わないとする見解として、大島眞一「交通事故賠償訴訟における虚構性と精緻性」判例タイムズ1197号27頁。）。

6 任意保険金について

なお、任意保険金の支払いについて、上記平成22年最判は、次のとおり判示して、遅延損害金への充当を認めない。

「本件各保険給付は、支払原因が生ずる都度、治療費を病院に支払い、休業期間に対応する給付金を第1審原告に支払うなどしてされたものであり、上記各支払により治療費等の療養に要する費用又は休業損害金の元本がてん補されたことは明らかであった。遅滞による損害が実質的には生じていなかったことからすると、上記てん補に係る損害に対する本件事故の発生の日から各てん補の日までの遅延損害金が生ずると解することは、損害の公平な分担という観点からして相当でない。」